

令和6年度 就学援助制度のお知らせ

一関市教育委員会

一関市では、お子さんが小中学校に就学するにあたり、経済的な理由でお困りの保護者に対して、給食費や学用品費の一部など就学上必要な経費を援助しています。

失業や転職等により家計が急変し経済的にお困りの方、お子さんの教育費に不安を感じている方は、お子さんの通学している学校へご相談ください。

○ 就学援助の対象となる方

- (1) 生活保護を受けている方
- (2) 生活保護の停止又は廃止を受けた方
- (3) 世帯全員が市民税の減免を受けている又は非課税である方
- (4) 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けている方
- (5) 児童扶養手当を全額受給している方
- (6) その他経済的理由で就学が困難である方

※基準に該当する可能性のある方は、申請していただくことをおすすめします。

○ 令和6年度の申請について

申請を希望する場合は、下記の申請書類をお子さんが通学している学校に提出してください。

※小学校と中学校にきょうだいがいる場合は小学校に提出してください。

【提出期限】 令和6年2月16日（金） ※提出期限後の申請はお子さんが通学している学校にご相談ください。

【申請書類】 申請書類は学校・教育委員会学校教育課（花泉支所3階）・各支所地域振興課・児童保育課（一関保健センター内）で配布しています。また、市のホームページからダウンロードすることもできます。

- (1) 就学援助費受給申請書（様式1）
- (2) インターネットの通信費用が確認できる書類の写し
※自宅でオンライン学習をするためのインターネット環境がある世帯
- (3) 振込口座の通帳の写し ※新規申請の方及び振込先口座に変更がある方は必ず添付願います。
- (4) 添付書類 申請理由ごとに以下の書類を添付してください。

申請理由	必要な証明書等
生活保護を受けている	生活保護受給証明書または保護決定通知書の写し
生活保護の停止又は廃止を受けた	保護の停止または廃止決定通知書の写し
市民税の減免を受けている	減免決定通知書の写し
市民税が非課税である	添付書類不要
国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けている	減免又は徴収猶予を受けていることを証明する書類の写し
児童扶養手当を <u>全額受給</u> している	児童扶養手当証書の写し
経済的理由で就学が困難である	添付書類不要 ただし、就学援助費受給申請書の特記事項欄を記入した方は次の書類をご用意ください。 (1)主たる生計維持者が失業し、経済状況が著しく悪化した。 *失業中であることを証明する書類 例：退職証明書（勤務先で発行）、雇用保険受給資格証明書（ハローワークで発行）の写し等 (2)勤務先が変わり、経済状況が著しく悪化した。 *現在の勤務先の給与明細書（直近3か月分）又は賃金形態（基本給、時給、週の労働日数等）が分かる書類の写し

※状況に応じて上記以外に審査に必要な書類の提出を依頼する場合があります。

（裏面もご覧ください。）

○援助の内容 ※令和5年度の支給内容です。

費　　目	金　額　(年　額)	
	小学校	中学校
学用品費	11,630 円	22,730 円
新入学児童生徒学用品費 ※中途認定を除く	54,060 円	63,000 円
通学用品費 ※新入学児童生徒学用品費支給対象者を除く	2,270 円	2,270 円
修学旅行費	保護者負担分(補助対象分)	
校外活動費（宿泊を伴うもの）	限度額 3,690 円	限度額 6,210 円
校外活動費（宿泊を伴わないもの）	限度額 1,600 円	限度額 2,310 円
PTA 会費	限度額 3,450 円	限度額 4,260 円
生徒会費	4,650 円	5,550 円
クラブ活動費	限度額 2,760 円	30,150 円
オンライン学習通信費	14,000 円	14,000 円
卒業アルバム代	限度額 11,000 円	限度額 8,800 円
学校給食費、医療費	保護者負担分	

※生活保護を受けている方は、「修学旅行費」及び「医療費」のみ対象です。

※認定日が5月1日以降となる方は、月割りでの支給になります。

○審査結果の通知

新入学児童生徒学用品費（新1年生対象）の支給に係る審査結果は令和6年3月に、その他の支給費目に係る審査結果は令和6年6月に通知します。



＜お問い合わせ先＞

お子さんの通学している各小中学校

または教育委員会 学校教育課（電話 82-2239）